

全国健康保険協会船員保険協議会（第 58 回）議事録

日時：令和 5 年 1 月 26 日（木） 10：00～11：30

場所：全国健康保険協会本部 大会議室

参加者：菊池委員長、奥村委員、金岡委員、菊池委員、高橋委員、立川委員、田中委員、谷本委員、中出委員、長岡委員、平岡委員、渡邊委員(五十音順)

〔議 題〕

1. 令和 5 年度保険料率（案）について
2. 令和 5 年度事業計画（案）・予算（案）について

内田船員保険部次長：

委員の皆様申し上げます。本日使用する資料につきましては、会場でご参加いただいております委員の皆様には机上にご用意しております資料を、オンラインでご参加いただいております委員の皆様には事前にメール又は紙媒体でお送りしております資料をご覧くださいますようお願いいたします。

次にオンラインでご参加いただいている委員の皆様へ、発言方法についてご説明をさせていただきます。まずご発言される時以外は、音声をミュートに設定していただきますようよろしくお願いいたします。ご発言いただく際は、カメラに向かって挙手をいただくか、Zoom の挙手機能をご使用いただくようお願いいたします。挙手された方から、委員長がご発言される方をご指名させていただきます。指名された方は、ミュート設定を解除の上、ご発言をお願いいたします。発言終了後は再び音声をミュートに設定していただきますようよろしくお願いいたします。

菊池委員長：

皆さんおはようございます。定刻には少し早いのですが、ご出席ご予約の皆様、お揃いということでございますので、これより第 58 回船員保険協議会を開催いたします。本日の出席状況でございますが、委員の皆様、全員ご出席と承っております。また、本日もオブザーバーとして厚生労働省よりご出席をいただいております。

それでは早速ですが、議事に入らせていただきます。まず、事務局から議題 1、令和 5 年度保険料率（案）について、ご説明をお願いいたします。

内田船員保険部次長：

それでは令和 5 年度船員保険の保険料率でございます。こちら資料 1、資料 2、資料 3、それと参考資料 1 でご説明をさせていただきます。

令和5年度の保険料率につきましては、昨年開催されました、11月18日の第57回船員保険協議会で、その方向性についてお諮りしたところでございます。疾病保険料率、それと災害保健福祉保険料率、いずれにつきましても、令和4年度の料率を据え置くといった方向でご確認いただいたところでございます。その後、示されました政府予算案なども踏まえまして、今回、改めて令和5年度の船員保険の保険料率案を作成しております。

はじめに資料1をご覧くださいませうでしょうか。こちら、令和5年度は資料の左半分の部分でございまして、変更部分には下線を表示させていただいております。

まず、1の一般保険料率でございまして。こちら上段にございまして疾病保険料率でございまして、まず本則上の保険料率、こちらは10.10%に据え置きで変更ございません。変更部分でございまして、右から2番目の経過的な控除率、こちらを0.30%としてございまして。②の被保険者負担率、こちらは折半の5.05%から、この0.30%を控除いたしまして、4.75%としてございまして。

実際の保険料率は一番右の欄のとおりでございまして、①と②を合算して、労使負担合計で9.80%となります。令和4年度より、0.1%の引き上げとなっております。それと表の中段でございまして。こちら災害保健福祉保険料率でございまして、こちらは1.05%で変更ございません。疾病保険分と災害保健福祉保険分を合わせました実際の保険料率、こちらは合計のところ、右の一番下のところでございまして、10.85%でございまして。控除率縮小分の0.1%がプラスとなっております。

それから表の下でございまして。※印の部分でございまして。疾病保険料率の実際の保険料率9.80%の内訳となります特定保険料率と基本保険料率でございまして。前期高齢者と後期高齢者の負担相当分となっております特定保険料率、こちらは2.80%となります。基本保険料率はこちら、疾病保険料率の実際の保険料率9.80%から特定保険料率を差し引きまして7.00%となります。

続きまして、下の矢羽の部分でございまして。疾病任意継続被保険者でございまして。こちらは10.13%でございまして。ここも控除率の関係で0.1%プラスとなっております。

それと後期高齢者医療の被保険者、それと独立行政法人等の被保険者の保険料率につきましては、令和4年度と同じ保険料率でございまして。

続いて2の介護保険料率でございまして。令和5年度は昨年度から0.15%引き上げとなりまして、1.69%となります。こちらの詳細は後で、資料3の方で説明をさせていただきます。

続きまして、資料2でございまして。こちらは全国健康保険協会の定款の変更案でございまして。船員保険の保険料率につきましては、協会の定款で定めておりまして、1ページはこれまで資料1でご説明をいたしました、料率の変更部分を反映した表となっております。こちら下線を引いております部分が変更部分でございまして。

それと2ページでございまして、こちらは附則でございまして、第1項は施行日でございまして、令和5年3月1日からの施行。第2項は保険料率の変更時期でございまして、令和

5年3月分から変更となることを規定してございます。第3項でございますが、こちらは被保険者の保険料負担軽減措置について定めているものでございまして、内容は令和5年3月分から令和6年2月まで、0.30%とする内容を定めてございます。括弧書きの部分は疾病任意継続被保険者の分でございます。

続きまして、これまでご説明をいたしました保険料率、こちらを前提としまして計算しました収支見込みについてでございます。こちらの収支見込みでございますが、前回の協議会でお示しさせていただいたものから、数値につきましては直近の数値に置き換えまして、さらに国庫補助ですとか、後期高齢者の支援金など、政府の予算案として示された数値につきましては、この政府予算案の数値に置き換えて、計算を行ってございます。まず疾病保険分につきましては1ページ目でございます。令和5年度の欄をご覧くださいませでしょうか。まず収入でございます。保険料収入が約317億円、国庫補助は約29億円でございます。収入の合計は約357億円となっております。一方、支出でございますが、保険給付費が約219億円、前期高齢者の納付金が約25億円、後期高齢者の支援金が約73億円となっております。支出の合計でございますが、約326億円となっております。こちら収入合計から支出合計を差し引きしました単年度収支差は、約31億円の黒字を見込んでございまして、準備金残高は約469億円の見込みとなっております。

2ページ目でございます。災害保健福祉保険分でございます。こちら令和5年度をご覧くださいませでしょうか。収入の合計でございますが、約35億円、支出の合計が約50億円でございます。単年度収支差は約15億円のマイナスを見込んでございます。令和5年度の準備金残高は約171億円が見込まれるところでございます。それと参考資料1をご用意してございまして、この収支見込みの前提となりました被保険者数ですとか、標準報酬月額を記載してございます。

続いて3ページをご覧くださいませでしょうか。こちらは介護保険料率でございます。介護保険料率につきましては、こちらの上段の真ん中辺りにございます大きな括弧の中の計算式のとおりで、介護納付金の額を介護保険第2号被保険者の総報酬の見込みで割りまして算出しているところでございます。令和5年度の保険料率でございますが、こちらは令和5年度の介護保険料率案のとおり、1.69%となります。現行の令和4年度と比べますと0.15%の引き上げとなります。

その下の括弧書きの部分でございますが、令和5年度介護保険料率案の内訳、こちらにございますが、(1)の介護納付金の納付に要する保険料率、こちらは先ほどの上段の括弧書きの計算式で計算した保険料率でございます。1.694%でございます。(2)の令和4年度末の準備金残高による減というのが0.006%でございます。この部分は令和5年度はほとんどなく、合計で1.69%ということになってございます。これに比べまして、令和4年度の料率の算定の際のことですが、下の収支見込みのとおり、令和3年度末は、こちら準備金残高が約2.6億円ございました。令和4年度はこれを保険料率の引き下げに活用したところでございまして、先ほどの上の括弧の介護保険料率案の内訳でいえば、ここの(2)の準

備金残高見込みによる減というのが、令和4年度の料率の際はマイナス0.15%あったところでございます。この分の違いで、今回は保険料率が引き上げとなったところでございます。保険料率の資料につきましては以上でございます。

菊池委員長：

ありがとうございました。令和5年度の保険料率の方向性につきましては、前回の本協議会において、疾病保険料率、災害保健福祉保険料率のいずれも、現行の保険料率を据え置くことを確認させていただいてございます。ただ今の事務局からの提案はこれに沿ったものになっていると思いますが、何かご意見などありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか、よろしいでしょうか。ございませんようでしたら、令和5年度の保険料率につきましては、事務局から提案のとおり、本協議会として了承することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。では、事務局から今後の手続きについてご説明をお願いいたします。

内田船員保険部次長：

本日お諮りいたしました、協会の定款の一部変更につきましては、1月30日に開催を予定しております運営委員会の議を経まして、厚生労働大臣に対しまして認可申請を行うこととしております。以上でございます。

菊池委員長：

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。それでは次の議題、令和5年度事業計画（案）・予算（案）につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

内田船員保険部次長：

それでは、令和5年度の事業計画案、こちらについてご説明をさせていただきます。事業計画につきましては、前回の協議会で、参考資料2を提出させていただき、これからの船員保険の事業方針についてということでご議論いただいたところでございます。こちらの資料でございますが、上の部分でございますが、外的環境の変化としまして、船員の健康確保に向けた改正船員法施行規則等の施行ですとか、オンライン資格確認の浸透、あるいは下の部分の内的環境の変化として、第2期データヘルス計画最終年であるということですから、船員保険システムの刷新、こういった2つの環境変化を踏まえながら、船員保険、船員の健康づくりを重点的に取り組んでいくといった方針でございます。その際でございますが、今後の事業方針、下の部分にもございますが、船員の健康づくり宣言を軸に、福祉事業も着実に実施していく、あるいは国のさまざまな施策に応じ、船員保険業務システムの刷新を実現していくといった方針を内容としてございます。今回これに基づきまして、案を作成しているところでございます。それと今回、参考資料4としてKPIに係る推移、こちらも併せてお

示してございます。こちらもお覧いただければと思います。令和5年度の事業計画案につきましては、資料4でございます。こちら令和4年度の事業計画との比較で新旧対照でお示しさせていただきます。変更部分につきましては、赤の下線で表示をさせていただきます。構成につきましては、1ページと2ページ、こちらは基本方針でございます。3ページからは重点施策となっております。

それでは、事業計画の主な変更点についてご説明をさせていただきます。はじめに1ページの中段部分でございます。こちら船員の働き方改革ですとか、健康確保に向けまして、本年4月から、改正船員法施行規則等が施行されます。この際、船員の健康づくりの機運も高まるというこのタイミングにおきまして、国等の関係機関と連携しながら各種施策を強力に推進してまいりたいと考えております。ここはこういった方針を明文化してございます。

それと1ページから2ページ目にかけての部分でございます。こちらの(2)でございますが、基盤的保険者機能が記載されております。こちらの後段のところ、2ページになりますが、福祉事業の記載でございまして、船員の健康づくりに寄与するといった文言を追加してございます。福祉事業のうち、保養事業の目的でございしますが、海上勤務の特殊性を踏まえて、疲労回復ですとか、静養、家族と団らんを提供するということで実施しております。これを船員の健康づくりと関連づけて実施していくということで考えてございます。それと、2ページの(3)でございます。戦略的保険者機能についてということでございますが、船員の健康づくり宣言を中心に、船員の健康確保に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。この部分の、船員の健康づくり宣言につきましては、参考資料3というものををご用意しております。こちらで補足をさせていただければと思います。

健康づくり宣言でございますが、企業全体で従業員の健康づくりに取り組むといったものでございます。船員保険の取り組みとしては、1ページにございますが、アクティブコースとシンプルコース、2つのコースをご用意してございます。特にアクティブコースでございますが、この図の通り、①でエントリーいただいた後、②の初回面談で専門家のアドバイスを受けていただきまして、ここで企業としての健康課題を把握していただく、あるいは専門家から改善案を提案させていただきますので、これに基づきまして、③の健康づくりを実践というところで、実際に取り組みを実践をしていただくところでございます。この後、④と⑤のとおり、フォロー面談と健康づくりの実践を繰り返し行っていただくというところでございます。その際、船員保険部としても裏面のようなメニューをご提供させていただきます。

最終的には、1ページの右の四角の部分のとおり、日本健康会議で認定してございます健康経営優良法人の認定を目指していただきたいと思いますと考えてございます。この健康経営優良法人認定制度でございますが、企業が優良な健康経営を実践しているということを、日本健康会議が認定するものでございます。これによりまして、企業イメージ向上、あるいはこれに伴って優秀な人材の確保採用、それによる業績の向上が期待されまして、最終的には企業価値の向上につながると考えてございます。

こちらは、健康保険の方では既に取り組みが進んでおり、認定がされているところがございます。船員保険の加入の企業、船舶所有者にも幅広く参加いただき取り組んでいただきたと考えているところがございます。

再び資料4にお戻りいただけますでしょうか、2ページの最後の部分でございます。こちらは船員保険システムの構築について明文化させていただいてございます。

続いて3ページ以降でございます。こちらは重点施策でございます。(1)は基盤的保険者機能の関係でございます。特に基盤的保険者機能の関係につきましては、前回の協議会でもオンライン資格確認の浸透を踏まえて事業を行っていく旨、ご説明申し上げたところでございます。

今回も、参考資料5に、現時点でのオンライン資格確認の導入状況について資料をつけてございます。ご参考にご覧いただければと思います。こういったオンライン資格確認の浸透によって、資格喪失後の受診に伴う債権発生が防げる、あるいは限度額適用認定証の提示が窓口で必要なくなるといったところがございます。

そういったことを踏まえまして、4ページから5ページにかけてでございますが、④の返納金債権発生防止の取り組みの強化というものがございます。こちら具体的には5ページの下の部分でございますが、KPIを見直してございます。令和4年度にありました、②の医療給付費総額に占める資格喪失後受診の割合といったKPIについて、令和5年度は削除させていただいてございます。

それと6ページから7ページに掛けてでございますが、6ページの下のところ、⑥の制度の利用促進というところですけど、こちらのKPI、7ページの中段でございますが、①の高額療養費に占める限度額適用認定証の使用割合について、こちら削除ということで同様としてございます。

続きまして、7ページから8ページにかけましては福祉事業でございます。こちら、7ページの下段の1ポツ目の無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業についての記載でございますが、令和5年度につきまして、改めてその認知度の向上を図っていきたいということで、広報を行っていく旨を記載してございます。

それと8ページの一番上のところ、こちらは保養事業でございます。先ほど2ページの実施方針でご説明したとおりの趣旨で、健康づくりも視野に入れた実施ということで文言を追加させていただいてございます。

続いて9ページ以降は(2)の戦略的保険者機能についてでございます。こちら①には、令和5年度が第2期データヘルス計画、第3期特定健康診査等実施計画の最終年度でございます。最終年度の取り組みについて、着実に実施する、あるいは取り組みの評価、次の計画の策定を行っていく旨の記載をしてございます。その下のローマ数字(i)特定健康診査等の推進につきましては、全体的に文言を整理しまして、生活習慣病予防健診、それと船員手帳の健康証明データ取得、被扶養者の特定健診の3部構成としてございます。

まず一番上、生活習慣病予防健診の1つ目のポツのところでございます。生活習慣病予防

健診の実施機関の拡充について記載してございます。

続いて3つ目のポツでございますが、生活習慣病予防健診には健診項目の中にがん検診がセットになってございます。こちら船員手帳の健診と比べますと充実した内容でございます。この点、船員の皆さんにアピールをして、多くの方に受けていただくための広報を行ってまいります。

それと受診勧奨につきましては、年齢ごとの健康状況を情報提供するなどによって利用促進をしていく旨を記載してございます。

2つ目の健康手帳証明データにつきましては、1つ目のポツで、船舶所有者に健康検査結果の保存が義務づけられたということで、こういったタイミングで改めて国土交通省と連携した提出依頼を行って、利用促進を図るといった記載、それと2つ目のポツで、健康証明につきましては今年度よりインターネットで提出可能としたところでございますので、こういったことの浸透を図る。それとより利便性の高い提出方法の推進をしていくということを記載してございます。

それと3つ目の被扶養者の健診については、こちらは2つ目のポツのところでございますが、未受診者の特性に応じた受診勧奨を行いまして、健診受診を習慣化する取り組みを推進していくということを記載してございます。

続いて10ページでございます。こちらはKPIの見直しでございますが、特定健康診査等の実施計画に沿って行っております。

それと同じく10ページの下の部分、ローマ数字の(ii)は特定保健指導でございます。まず1つ目のポツは健診当日の初回面談について記載してございます。3つ目のポツでございます。こちらは実施が進んでおりますICTを活用した特定保健指導について、こちら改善効果に留意しつつ、利用を促進していく旨を記載してございます。

続いて11ページ。こちらのKPIの目標値につきまして、被保険者の数値について見直しを行っております。

それと同じく11ページの下の部分、ローマ数字(iv)の加入者の禁煙に対する支援につきましては12ページのKPIでございます。目標値を140人としてございます。

それと同じく12ページでございます。下の部分のローマ数字(vi)でございます。船舶所有者とのコラボヘルスの推進でございます。こちらは先ほど2ページの実施方針、参考資料3でご説明させていただきましたが、船員の健康づくり宣言につきまして、国交省、経産省、厚労省と連携し、取り組んでいく旨を記載してございます。さらにKPIにつきましては13ページでございます。目標も引き上げまして、200社としてございます。

それと同じページのその下のジェネリック医薬品の使用促進につきましては、下部分にございます。KPI、目標値を84%据え置きとしてございます。84%ということで、ある程度一定のレベルには到達しているのではないかとということで、令和5年度は現状維持で取り組んでまいります。

それから13ページから14ページにかけては、③の情報提供・広報の充実でございまし

て、14 ページの中段に文言追加をしてございます。こちらは船員保険の健康づくりサポーターの募集と記載してございます。船員の健康づくりを進めてまいります、船員保険部と企業の間の距離感といったところが課題と考えております。企業でぜひ健康づくりに取り組んでいただく、船員保険とのつなぎ役のような役割を担っていただく方をつくっていただきたいと考えております。こちら新たに文章をつけ加えさせていただきました。

それから 14 ページから 15 ページにかけては調査研究でございます。令和 5 年度につきましては、昨年 6 月の骨太の方針に、生涯を通じた歯科健診の具体的な検討という文言も明文化されてございますので、船員保険としまして、船員の歯、口腔の状況を把握するための基礎分析を行いたいと考えてございます。

続いて 15 ページ以降は（３）の組織運営体制の強化ということでございます。こちらは協会全体として、健康保険と一体的に実施をしていく内容で記載をさせていただいてございます。

15 ページは人事評価制度の適正な運用、OJT を中心とした人材育成と費用対効果を踏まえたコスト削減等について記載をしてございまして、16 ページは、コンプライアンスの徹底、それとリスク管理、内部統制の強化に向けた取り組みと、各項目とも組織運営体制を強化していく上で重要と考えております。こちら健康保険と一緒に、一体的に推進していきたいと考えております。

また、17 ページでございますが、こちらは船員保険システムの、新システムの構築について記述を行ってございます。

それと 17 ページの中段以降につきましては、KPI の一覧表を記載しているところでございます。ご覧いただければと存じます。

続きまして資料 5 でございます。こちらは令和 5 年度の業務経費及び一般管理費の内訳でございまして、令和 4 年度と比較した増減表という形になってございます。増減がございまず主な事項を中心に、ご説明をさせていただきたいと思っております。構成でございまして、1 ページと 2 ページが業務経費で、3 ページが一般管理費となっております。

まず、1 ページの 1 段目の網掛け部分、こちらは業務経費の保険給付費等業務経費でございます。こちら約 1 億 5,400 万円を計上してございます。約 1,200 万円の増額でございます。続いて 2 番目の網掛け部分はレセプト業務経費でございまして、約 2,600 万円を計上してございます。約 100 万円の増額でございます。続いて 3 段目の網掛け部分、こちらは保健事業経費についてでございまして、約 12 億 3,500 万円を計上してございます。約 1 億 5,300 万円の増額でございます。主な増額の要因でございまして、下から 3 段目の健診・保健指導の費用、こちらにつきましては約 2,800 万円増額でございます。こちらは目標実施率引き上げをさせていただいてございます、これによる増加でございます。

その下の健診等関係事務費、こちらは約 1 億 1,900 万円増加で計上してございます。こちらは 40 歳未満の方の手帳健診情報について、これを保険者に集約するための法制化がされたところでございますので、これに伴いますシステム改修が必要でございます。こちらが主

な増額の要因でございます。

続いて2ページでございます。1段目の網掛け部分は福祉事業経費でございまして、約15億9,500万円を計上してございます。約1,900万円の減額でございます。減額要因でございますが、7番目の項目にございます、特別支給金、こちらにつきましては、受給者が減っているということで、こういった実績を踏まえて減額としてございまして、約2,800万円減額ということでございます。それと2番目の網掛け部分、その他の業務経費、こちらは約9,400万円を計上してございます。約1,900万円の減額でございます。要因でございますが、2段目でございます。ジェネリック医薬品の促進に要する経費ですが、これまで、ジェネリック医薬品に切り替えた際の自己負担軽減額を加入者の方に通知していたところでございます。先ほど事業計画のところでもお話ししましたが、ジェネリック医薬品の使用割合、ある程度のレベルに達し、伸び代という点では費用対効果も少なくなってきたということで、今後は広報を効果的に実施して推進していきたいということで、こちらの経費は減額としてございます。また、こちらはマイナンバーカードのマイナポータルを見ると、軽減額が確認できるということになってございます。こういったことも広く広報していくということで、備考欄にございますとおり、軽減額通知の廃止ということで、こちらは約2,400万円の減額としてございます。

一方で、事業計画でご説明したとおり、船員の歯と口腔状況に係る基礎分析、それと船員の実態調査、こういった調査分析につきましては、約1,300万円増額をしております。これまでご説明いたしました業務経費の合計でございます。一番下の欄でございます。約31億400万円を見込んでございます。対前年度比で約1億2,700万の増としてございます。

それと3ページが一般管理費でございます。こちらは下から2段目の網掛け部分でございます。約19億4,800万円を計上してございます。約3億2,000万円の減額でございます。主な要因でございますが、中段にございます、システム経費でございます。約3億4,800万円減の、約13億4,700万円を見込んでございます。こちらは協会全体のシステムが新構築されまして、令和5年の1月にサービスインされたところでございます。この経費が令和4年度限りの予算でございます。全体では予算が減となっております。一番下の業務経費と一般管理費の合計でございますが、約50億5,200万円を見込んでございます。前年度比で約1億9,300万円の減となっております。説明につきましては以上でございます。

菊池委員長：

ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見等ございましたらお伺いしたいと存じます。なお、令和5年度の事業計画につきましては、本日のご議論も踏まえ、次回の本協議会において令和5年度事業計画案・予算案を決定することになりますので、よろしくお願いいたします。それではいかがでしょうか。平岡委員どうぞ。

平岡委員：

質問です。まず7ページ、制度の利用促進の部分のKPIで、令和4年度については、限度額適用認定証の使用割合を85%以上にするということですが、説明ではこの部分を削除するということですが、令和5年度には反映されないということなのか、既に85%以上を達成しているのかいないのか。

続いて8ページ目ですけれども、福祉事業の効果的な実施ということで、保養事業について令和4年度は宿泊補助のインターネット申請の拡充等ということが記載されていたわけですが、令和5年度については、この部分が記載されずに広報を行うということですが、その広報を行うという理解は、宿泊補助についても、インターネット申請の拡充は引き続き行うのか、それともやらないのかを教えてください。

続いて10ページ目ですけれども、特定保健指導の実施率の向上というところで、特定保健指導利用券という言葉が出ていますが、この利用券とは一体どういうものなのか、教えてください。

また、その下のICTを活用した特定保健指導について既に取り組まれているということですが、これはどのような利用環境のもとで実施するのか教えてください。

最後に、11ページのローマ数字(iii)、加入者の健康意識向上に対する支援というところで、加入者の健康に対する意識の向上を図るためのヘルスツーリズムを試行的に実施するということですが、試行的に実施された経緯や経過などがわかれば教えてください。

菊池委員長：

事務局からお願いいたします。

内田船員保険部次長：

申し訳ございません。回答の前に、現在機器の関係で資料の画面共有ができていない部分がありました。こちら委員の皆さんを初め、傍聴の皆様につきましてご迷惑をおかけいたしましたということを一言お詫び申し上げます。

ご質問につきまして、まず限度額適用認定証の使用割合でございますが、現在年度途中でございまして、まだ85%には到達はしていないところでございます。ただ先ほど申し上げましたとおり、オンライン資格確認が浸透すれば、窓口での提示が必要なくなるということになってまいりますので、おのずとこの目標が必要なくなるということで削除をさせていただいたところでございます。ただ、取り組みとしましては、限度額適用認定証につきましては病院の方に申請書を設置していただくような取り組みについて引き続き実施をさせていただきたいと考えてございます。

続いて、宿泊補助のインターネット申請の拡充のところでございます。こちらにつきましては、令和4年度まで、新たに取り組んでいただけるような業者がないかということで、いろいろ探してきたところでございますが、なかなかこれにに応じていただけるような業者が

なかったということで、今回拡充等というところは事業計画から落とさせていただいたところでございます。ただ、インターネット申請で行っている会社につきましては現在1社ですけれども、ここは2社3社増えても宿泊できる施設が増えるということではなく、実質的にはそれほど変わらないということでございますので、今回落とさせていただきました。ただし、当然、こちらの広報は一生懸命やらせていただきたいというふうに考えております。

あと特定保健指導の利用券でございます。こちらにつきましては、特定保健指導の対象となった方に対して、特定保健指導を受けていただくための利用券、クーポンのようなものを送っておりまして、それをもって特定保健指導を受けていただくということをしてございます。

それとICTを活用した特定保健指導でございますが、利用環境ということでございます。こちらにつきましては、特定保健指導の対象となった方に、主にはスマートホンで特定保健指導を受けていただくようなことになっているところでございます。どちらかというと、船の上というよりは、自宅で受けている方がほとんどだと聞いてございます。

それとヘルスツーリズムの関係でございますが、こちらは新型コロナウイルスの関係で実行はできなかったところでございます。ただ、こちら事業計画の方は落とさせていただいたのですが、参考資料3を見ていただきますと、船員の健康づくり宣言の全体の中のメニューとして、今後どのようにやっていくか検討していきたいと考えております。特に船員保険の場合は保養事業がございまして、こちらへ書いてございまして、心身をリフレッシュできるというふうなこともございますので、ぜひこの保養事業と絡めて、このヘルスツーリズムができないかというところを検討していきたいと考えております。事業計画からは削除してございますが、実施を前提に検討していくということでは変わらないということでございます。以上でございます。

菊池委員長：

平岡委員、いかがでしょうか。

平岡委員：

まず、限度額適用認定証の使用割合を85%以上にするというのは、今オンライン資格確認が進んできているので、十分整合できるのではないかとということで、ここに赤字で書いていますけれども、オンラインによる事務説明会を適宜開催するというので、その部分も置きかえるというような理解なのか、それができない場合については、病院の窓口へ限度額適用認定証の申請書を設置するというのですが、これはオンライン資格確認ができない人のために設置をするという理解でしょうか。

内田船員保険部次長：

オンラインの説明会は別のことでございまして、こちらは会社の担当の方に、いろいろ制

度のことについて知っていただくために、オンラインの説明会を実施しているところでございます。病院の方に設置していただくというところは、結果的には委員おっしゃるとおり、オンライン資格確認で確認できなかった方が利用するということにはなるかと考えております。

平岡委員：

ということは 85%以上と書いているのですが、今年もそれについては目標として取り組んでいく。そういう理解でよろしいですか。

内田船員保険部次長：

取り組みとしては、同じ取り組みをしていきたいというふうに考えております。

平岡委員：

わかりました。それと、保養事業についてなのですけれども、おっしゃることはわかるのですが、引き続きインターネットを活用できるのであれば、その辺も含めた中でしっかり広報活動を行っていただきたいと思います。以上です。

菊池委員長：

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。オンライン参加の皆様は挙手機能で合図をお願いします。立川委員をお願いします。

立川委員：

確認で教えていただければと思います。オンライン禁煙プログラムの終了者数を 120 人から 140 人に増やしていくというお話がありましたが、120 人の方の追跡調査とか、実効性がどうだったかというようなお話を以前したことがあったかと思うのですが、禁煙が続けられているのかいないのかといった実績などの資料をお持ちでしたら、開示していただくと、人数を増やした意味がどのくらい出てくるかというのが非常にわかりやすくなると思っております。それが第 1 点目です。

それから、プロジェクト S から船員の健康づくり宣言ということで、名称を変更した意味合いは、これから新たに船員の健康管理をもってしていこうという趣旨なのかなということなのですけれども、そのような中で、90 社から 200 社と、倍以上の増ということなのですけれども、実際プロジェクト S での参加社数はどうだったのか、それを 200 社という数に増やしていくための一つの方策的なものが何かございましたら、教えていただきたいと思います。思っております。

それから 14 ページの中段に、船員の健康づくりサポーターということで、企業内に人を置くというようなイメージと聞いたのですけれども、個人的にそういう方を募集していく

という形なのか、それとも船員の健康づくり宣言の中で、企業自体にそういう体制を求めていくという活動なのかということをお教えいただければと思います。

それから、その下に船員養成校等のイベントへの参加などを通じということで、以前からいろいろな船員教育機関に対するメンタルヘルス講座などでケアをしていただいていると思うのですが、今年度の状況についてお教えいただければと思います。

最後に、船員の歯の関係の状況を把握するための基礎分析ということですが、これはデータの収集が非常に難しいのではないかと考えていて、特に船員の健康証明の中には確か歯の情報というのではないかと考えているのですが、どのような形で情報を集めて基礎分析をしていくのかということをおコメントいただければと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

菊池委員長：

事務局からお願いします。

内田船員保険部次長：

まず、オンライン禁煙プログラムでございます。こちら実は令和4年の9月に、令和2年と令和3年に実施していただきました禁煙の成功者の方、138名にアンケートを行ったところでございます。138名にアンケートをお願いし、30名から回答がありました。その方々たちは全員、現在も禁煙できているという回答はいただいたところでございます。ただ、未回答の方がどうなっているかということまでは把握できていないところでございます。

それとプロジェクトS、健康づくり宣言でございます。名称を変えてあるのは、最初のプロジェクトSについては、このような名称をつけた方が普及するのではないかと考えてありまして、プロジェクトSというふうにつけてスタートしたのですが、余り浸透しなかったと、ちょっと何のプロジェクトかわからないというふうなこともございましたので、一般的に使われている、健康づくり宣言ということで実施をしていこうと考えております。それで、今の件数でございますが、こちら参考資料4を用意しているのですが、こちら2ページ目の下から4段目ですが、こちらは12月末時点で108社ということになっております。あと100社、取り組みいただくところを増やしていきたいと考えております。そのために広報ですとか、あとは国交省等で各種説明会などの際には、こういった取り組みについて説明させていただくような機会をいただきまして、これからも増やしていきたいというふうに考えております。

それと船員の健康づくりサポーターの関係でございますが、先ほどもご説明しましたが、企業の中で色々と取り組みを推進していただくということでございますので、個人ではなく、ある程度組織でそういったものを設定していただき、会社の中で取り組んでいただくということで考えてございます。

それと船員養成校の関係につきまして、メンタルヘルス講座の実施状況としては昨年と

同様の取り組みとなっているところでございます。実施の件数などにつきましては、令和4年度の上期では、海技教育機構の練習船では388名、学校では1校で34名の方に参加いただいていますし、下期につきましても引き続き学校8校や、大学の海洋学部にも実施予定としています。大体実施回数としては前年度と同じようなことになると考えております。

それと歯科の分析のところでございますが、こちらにつきましては、我々保険者でございますので、データとしてはレセプトというものがございます。歯科のレセプトについて色々分析することができますので、そういった方向で今のところは考えてございます。詳細につきましては、引き続き検討していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

菊池委員長：

立川委員、いかがでしょうか。

立川委員：

どうもありがとうございました。船員養成機関等へのメンタルヘルス講座については、コロナ禍などいろんな状況があると思いますけれども、今後とも充実をしていっていただければと思います。

それから、予算の関係で確認なのですが、無線医療助言事業の関係で、システムの更新というお話があったのですけれど、これは何を主体に更新をするのでしょうか。機器の関係なのか、それともソフトの関係なのか教えていただきたい。船員にとって洋上救急医療とか無線医療というのは非常に重要な部分でございますので、安心安全のためにもなるべくいいシステムにしていいただければと思っています。そのような中で、映像がどうだとかというような話もいろいろ出てきておりますので、そういう面を含めての話なのか、その辺を含めてどのような状況なのかというのを伺いできればと思います。

菊池委員長：

事務局、いかがでしょうか。

内田船員保険部次長：

無線医療の関係は、令和6年度中にシステムの保守契約が切れてしまうということでございますので、新たなシステムを作っていく必要があるということで令和5年度執行分の予算でも計上させていただいております。

菊池委員長：

立川委員、いかがでしょうか。

立川委員：

わかりましたが、新しいシステムになったとして、機器の方は大丈夫なのでしょうか。その辺も含めてお願いしたいと思います。

それから船員の健康づくり宣言につきまして、いろいろな面で船員というのは労働環境ですとか、生活環境が陸上とは異なりますので、これは是非しっかりと進めていっていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それから、どのようなことを行っていくのかということをして今後、具体的に周知していただければ、ご協力できる部分も出てくるかと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

菊池委員長：

ありがとうございます。事務局からコメントはございますか。

内田船員保険部次長：

システムの機器ということでございますが、基本的には大規模な機器というものではないものですので、そこのところは大丈夫だというふうに考えております。

それと船員の健康づくり宣言につきましては、令和5年度のメインテーマと言いますか、特に一生懸命やっていく事業というふうに考えておりますので、委員おっしゃるとおり、こちらの方は強力に推進をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

菊池委員長：

立川委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

恐れ入ります、通信が不安定なのか、私の画面が時々切れることがございますが、委員の皆様には聞こえておりますのでしょうか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。ご不便をおかけしている部分があるかと思います。申し訳ございません。

それでは引き続きいかがでしょう。高橋委員お願いします。

高橋委員：

ありがとうございます。9ページの特定健康診査等の推進というところで、まず1ポツでございますけれども、生活習慣病予防健診実施機関の拡充ということですが、今現在の指定病院のことを言っているのでしょうかけれども、拡充に向けた取り組みというものをどのような形で実施するのか、それから今現在、この指定病院というのはどれほどの数があるのか、わかる範疇で結構ですので教えていただきたいと思います。

それから令和5年の4月から健康検査結果の保存が義務付けられたということですが、保存義務は何年間なののでしょうか、5年間なののでしょうか。教えていただきたいと思います。

それから当然、船員保険の被保険者ということになるのでしょうかけれども、外国人船員の問題がありまして、特定技能の1号生、それから技能実習生と、この皆さんの健康検査の結

果は、日本人船員と同様の扱いという理解でいますけれども、それでよろしいのかということをお伺いしたい。

最後に、船員手帳の健康証明書をインターネットで提出できるということでございますけれども、これは協会の方に提出をするという理解なのかでしょうか。提出先が明記されておりませんので、私は協会が提出先なのだろうなとは思っていますけれども、それでよいのか確認させてください。

菊池委員長：

事務局、お願いいたします。

内田船員保険部次長：

健診機関につきましては、今、生活習慣病予防健診を受けられる健診機関が 422 機関ございまして、そのうちの手帳健診の実施機関が 332 機関ということになってございます。我々としては、協会けんぽで実施している生活習慣病予防健診の実施機関に、船員保険の実施機関にもなってほしいと、それと同時に手帳健診の実施機関になってほしいということで働きかけを行っているところでございます。それとあわせて巡回健診です。こちらの実施機関、実施回数につきましてもニーズがあるというところについては把握をさせていただきまして、毎年何カ所か増やしていただくということで取り組んでいるところでございます。

それと健診データの保存でございます。保存期限は5年間ということでございまして、外国人実習生の方につきましても、他の船員と同じ取り扱いになるということでございます。

それとインターネットで手帳健診のデータを送っていただくというものでございますが、これにつきましては業者に委託しているということで、業者にデータが来て、そのデータを集約して、こちら、船員保険の方に取り込むという形になっております。直接船員保険部に来るということではなく、業者に委託しているということでございます。

菊池委員長：

高橋委員、いかがでしょうか。

高橋委員：

最後の船員手帳の健康証明書のインターネットによる提出ですが、私も不勉強なもので教えていただきたいのですが、この健康証明書のデータを提出していただいて、何に活用するのでしょうか。業者に任せているということですが、データを集めて、どんな形で何をしようとしているのか、データの活用の仕方がよく見えてこないのですが、その辺を教えてください。

内田船員保険部次長：

船員保険でも健診を実施しているのですけれども、こちらを受けていない方は手帳健診のデータ等を集めまして、これをいろいろと健康づくりに役立てているということとでございます。さらに、特定保健指導の対象者になった方には、そのデータを使って特定保健指導を行っていく、こういったことでデータをいただいているところでございます。

さらに健診のデータについてはマイナポータルでご本人自身がデータを見られるようになってございます。あと、船員保険部としても新たに令和4年度から船員保険健康アプリといった事業を実施しているところでございます。ご希望があれば、本人がご自身の健康データを自分で見るができますし、それを健康づくりに自分で活用することができるというふうなことについても取り組んでおります。いろいろと健康づくりに活用していただくということをしてございます。

菊池委員長：

いかがでしょうか、高橋委員。

高橋委員：

健康診断を主体としてデータを集めて、例えば洋上で急に具合が悪くなったとすると、過去の健診データなり、そういうもので対応するという記憶はあるのですが、そうすると今現在は各医療機関の方からデータを集めて、ないしは各企業からのデータを集めるということではなくて、主体的には健康診断等々でデータを集める、そういう理解でよろしいのでしょうか。

内田船員保険部次長：

船員保険の健診を受けていただいている方につきましては、医療機関、健診機関の方からデータをいただくのですけれども、そうでない方は手帳健診のデータをいただくというふうな形にしてございます。

菊池委員長：

はい、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか、田中委員お願いします。

田中委員：

すみません、今の点で質問をしたいのですけれども、予防健診を受けていない人だけ、船員手帳のデータを船舶所有者から提供してもらうということをしようとしているという理解でしょうか。

内田船員保険部次長：

我々で行っております生活習慣病予防健診というものを健診機関で実施しているのです

けれども、その健診を受けていない方につきましては、船舶所有者の方から手帳健診のデータをいただくということをしてございます。

田中委員：

ということは、企業ごとにその会社で予防健診を受けていない船員保険の被保険者を抽出して、その方の船員手帳のデータをくださいということを船舶所有者に要請をするという作業をしているという理解でよろしいですか。

内田船員保険部次長：

そういった作業をしてございます。

田中委員：

わかりました。今、現実として予防健診を受けていなくても、船員の場合は必ず雇い入れるために船員手帳健診を受けているため、全く健診を受けていないということはないので、それも取り組むということは従前から取り組みとしてやってきているのですけれども、その具体的なやり方として、まずは予防健診を受けるように勧奨しているけれども、受けていない人については、船員手帳の手帳健診のデータを船舶所有者から入手をすると、この働きかけを国土交通省と連携をして継続をしているという理解でよろしいですか。

内田船員保険部次長：

おっしゃるとおりでございます。

田中委員：

わかりました、ありがとうございます。ぜひ継続をしていただきたいと思います。ただ、全ての船員がいわゆる予防健診を受ける、受けやすい仕組みを構築していただくことが一番よくて、船員の立場からいうと手帳健診といわゆる予防健診がセットになっていたら、下船中に一回行ったらそれでおしまいになるので、やはりそういう仕組みづくりがすごく大事です。それは国交省と連携していただいて、また船舶所有者とも連携していただいて、予防健診を受けて、かつ船員手帳の健康証明を同時にできれば一番いいので、そういう仕組みがもしできていないのであれば、そういう働きかけを是非していただきたいと思いますし、予防健診でも検査をすると思いますが、手帳健診というのは健診をして、そして医師の診断が必要ですが、その流れを形として作れば、本当にずっと浸透すると思います。年に一回は必ず手帳健診を受けていますので、それと生活習慣病予防健診がセットだったら非常にいいわけです。また今回は非常に大きな転機で、船舶所有者が健康検査結果を保存しなければいけないということになったわけですから、非常にそういう形を作りやすい環境ができていますので、是非船員保険部が主体的にリードしていただいて、その仕組みの構築を

お願いしたいと思います。以上です。

菊池委員長：

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

内田船員保険部次長：

おっしゃるとおりでございます。生活習慣病予防健診を受けて、それによって同時に手帳の証明がとれるという健診機関が今全国 332 機関ございますので、まずそれを増やすような取り組みをしたいということもございますし、それと手帳健診だけでなく、生活習慣予防健診を受けていただくと、がん検診が入っておりますので、船員の皆様もそちらを受けていただきたいというのが2点目でございます。

それと生活習慣予防健診は無料でございますので、そういったこともアピールしていきたいというふうに考えております。それと、検査の保存が義務づけになったところでございます。まさに委員おっしゃるとおり、そういったタイミングということでチャンスだというふうに我々も考えておりますので、令和5年度はぜひそういった方針で頑張っていきたいというふうに考えております。

菊池委員長：

よろしいでしょうか。

田中委員：

本当にチャンスだと思います。期待していますので、ぜひよろしくお願いいたします。

菊池委員長：

ありがとうございます。今の点は本当に重要なご示唆、ご指摘だと思いますし、船員保険部としてもしっかりやっていきたいというお考えですので、この場で聞き置くというだけではなく、何らかの形で全体のスキームや進捗などについて、次年度に向けてフィードバックしていただいて情報を共有していくということがあるといいのかなと思いました。ご検討をお願いしてよろしいですか。

川野理事：

検討したいと思います。ありがとうございます。

菊池委員長：

よろしいでしょうか、ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。オンライン参加の委員の皆様はいかがでしょうか。よろしいで

しょうか。会場の皆様はよろしいでしょうか。ありがとうございます。それではこの件につきまして以上とさせていただきます。

本日予定しておりました議題は以上ですが、厚生労働省から報告事項があると同っておりますので、ご説明をお願いいたします。

愛須全国健康保険協会管理室長：

協会管理室長でございます。私どもの方からは船員保険の追加給付の状況についてという資料を配付させていただいております。この報告、定期的にしてきたと思うんですけども、前回は令和3年の11月の協議会で、令和3年10月末の状況を報告させていただいておりました。今回は令和4年12月末の時点で取りまとめて資料としております。この間におきまして資料にありますとおり、年金給付のところで4件の給付ができたというところでございます。その下の枠のいまだ支給に至っていない欄については、この4件を差し引いて、617件がいまだに支給に至っていないということになります。短期給付の方は特に給付に至るものがございますでしたので、前回と変わっておりません。私どもとしましては引き続き給付できますよう進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

菊池委員長：

ありがとうございます。この件につきまして、何かございませんでしょうか。立川委員お願いします。

立川委員：

ありがとうございます。まだ支給に至っていない方が数多くおられますので、引き続き追加給付の方をよろしく願いしたいと思います。

今後の話になりますけれども、こういったことがないように、これ自体が余分な事業でございますので、今後こういうことが発生しないように、省内ないしは関係事務の健全化、正確性を期していただければと思います。よろしくお願いいたします。

愛須全国健康保険協会管理室長：

承知しました。そのようにしてまいりたいと思います。

菊池委員長：

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。厚生労働省におかれましては引き続き取り組みをお願いいたします。それでは、これにて終了とさせていただきます。次回の日程等について事務局からお願いいたします。

内田船員保険部次長：

次回の船員保険協議会につきましてでございますが、3月16日10時から開催を予定してございます。議題でございますが、引き続き令和5年度の事業計画案と予算案、こちらについてでございます。以上でございます。

菊池委員長：

本日も大変お忙しいところありがとうございました。それでは、これにて第58回船員保険協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(了)